

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

市民総ぐるみのシティセールスによる雇用創造プロジェクト

2. 地域再生計画の作成主体の名称

薩摩川内市

3. 地域再生計画の区域

薩摩川内市の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 地域の現状と課題

薩摩川内市（以下、「本市」という。）は、鹿児島県の北西部に位置し、その中心部が鹿児島市から新幹線で13分の位置にある本土地域と甑島地域からなる人口約10万人の都市である。平成16年10月12日、川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村の1市4町4村が合併して誕生したが、当時、全国でも数例しかない外洋離島（本土部から26kmの距離にある）を含む広域合併として注目され、その市域は685.5平方キロメートルにも及ぶ。

一方、本市の人口は減少が継続し、現在（平成22年）の約10万人が平成37年には9万人を割り込むと推計している。

また、本市の産業構造は、市内総生産でみるとサービス業、卸小売業などの第3次産業が全体の7割を占め、地域経済の停滞等により事業所数並びに従業者数は減少している。ここ数年の常用有効求人倍率は、平成19年度の0.56倍から平成21年度は0.34倍と全国平均と比べても大きく下回り、地域内の求職者にとって非常に厳しい雇用情勢が続いており、雇用創造による地域活性化・再生が重要な課題となっている。

(2) 地域再生計画の数値目標

現在、本市では九州新幹線鹿児島ルートの新線開業を平成23年3月に控え、その効果を最大限に活かすため、薩摩川内人（びと）の心「薩摩川内スピリッツ」をキャッチフレーズとして市民総ぐるみのシティセールス（地域資源を磨き上げて市をまるごと売り込むこと）を展開している。

今後、地域資源の掘り起こしによる都市ブランドの構築、活力と豊かさを感じる地域づくり、観光振興に関する分野や農業・畜産業、水産業、商工業に関する分野など付加価値の高い地場産業の振興、及びこれからの多様な活動主体を基軸としたまちづくりを担う人材・組織の育成等、次世代の礎となる政策展開が求められている。

これらを踏まえ、本計画では、本市の地域特性を活かしながら既存事業所の経営基盤強化と安定的な雇用を図ることと併せて、既存事業所の新規事業分野への進出や起業による新たな雇用を創出するため国の支援措置「地域雇用創造推進事業」や「地域雇用創造実現事業」を活用した『市民総ぐるみのシティセールスによる雇用創造プロジェクト』に取組み、2年間で130人の雇用を創出して、地域経済の活性化を図り、地域の再生を目指す。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本計画では、本市における新たな産業の柱として、観光振興に関する分野と農業・畜産業、水産業、商工業に関する分野を重点分野として定め、「地域雇用創造

推進事業」や「地域雇用創造実現事業」と本市独自事業の連携した取組を進めることにより、地域産業の活性化や新産業の創出を促進するとともに、雇用機会の増大を図る。

① 観光振興に関する分野

本市の観光入込客は年間約230万人（宿泊客：約29万人）、このうち甕島地域は約4.8万人（同：3.6万人）である。本市では平成21年3月に「観光元年」を宣言したが、今後、平成26年までに市全体の観光入込客を年間約270万人（宿泊客：約42万人）、甕島地域のそれを6.8万人とすることを目標としてシティセールスを展開している。シティセールスは「地域資源を磨き上げながら、薩摩川内の魅力を総合的にPR・販売促進」と定義しているが、本市の知名度向上や、経済活性化、郷土愛の醸成を目指して取組んでいるところである。

本市の観光資源は、自然・環境では東シナ海に面した変化に富む白砂青松の海岸線、市街部を悠々と流れる一級河川「川内川」（幹川流路延長137km、流域面積1,600km²、九州第二の流域面積を持つ）、蘭牟田池（ラムサール条約登録湿地）をはじめとするみどり豊かな山々や湖、地形の変化の美しい甕島、川内高城温泉（名湯百選）をはじめとする各地の温泉など多種多様なものがあり、県立自然公園も川内川流域、蘭牟田池、甕島の3区域が指定されている。

歴史・文化では、ニギノミコトの墳墓として宮内庁直轄地である可愛山陵、薩摩の国一ノ宮である新田神社、国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている入来麓武家屋敷群、創建から1300年、豊臣秀吉と島津義久の和睦の地として有名な泰平寺、国の重要無形文化財の東郷文弥節人形浄瑠璃、有島芸術三兄弟や総合雑誌「改造」に寄せられた芥川龍之介、谷崎潤一郎をはじめとする近代文学者たちの直筆原稿・資料を展示する川内まごころ文学館等がある。

また、川内川、日本棚田百選に選ばれた内之尾地区、国立天文台・鹿児島大学の宇宙研究が行なわれている八重山高原、甕島の地質（日本の地質百選や恐竜化石）や長目の浜などは各分野の研究・教育対象にもなっているが、映画・CM・テレビの撮影が行なわれるなどロケ地としての魅力も備えている。

このうち、甕島地域では長目の浜、ナポレオン岩、鹿島断崖等の美しい景観を有しており、武家屋敷跡、鹿の子百合やウミネコ等の貴重な動植物、ユネスコ無形文化遺産や国の重要無形文化財の指定を受けたトシドン、新鮮な魚介類を生かした食などの観光資源を有しているが、観光宿泊客は年間約5万人ほどである。近年は、若者有志らによる「こしきアートプロジェクト」など新たな試みがはじまっている。平成23年3月の九州新幹線全線開業を迎え、交流人口の増大による地域活性化が期待されていることから、本市の資源を磨き上げ魅力を高めることで誘客を伸ばし、雇用の創出に繋げていく。

② 農業・畜産業、水産業、商工業に関する分野

本市では、水稻を中心に園芸重点7品目として「らっきょう」「ごぼう」「ゴーヤー」「いちご」「やまのいも」「きんかん」「ぶどう」を含む野菜、果樹、工芸作物、花き、畜産など多様な農業が取組まれている。今後、農家の所得向上と経営安定を図るためには、これらの作物を組み合わせた複合経営を推進するとともに、将来の農業の担い手となる後継者や新規就農者の確保と集落営農組織の育成や遊休農地の有効活用にも努めながら、農山村地域の活性化を図る上からもグリーン・ツーリズムを推進する。

畜産では、景気後退による畜産物価格の低迷により肉用牛繁殖・肥育、養豚、酪農、養鶏の全畜種にわたって厳しい経営状況が続いているが、和牛子牛価格は全国トップクラスを維持している。

漁業については、東シナ海を漁場として、川内地域及び甕島の4地域において船曳網漁、刺網漁、定置網漁及び吾智網漁を中心に営まれている。また、川内川

においては、鰻のシラス漁も営まれ、これを使った養鰻業も盛んに営まれている。

甑島地域の周辺海域は、アジ、サバ、ブリ等の回遊魚をはじめ、キビナゴ、バショウカジキ、アワビ等の水産資源が豊富で県内でも有数の好漁場を有している。これらの資源を活用した漁船漁業や、シマアジ、カンパチ等の養殖が行われているほか、アワビ、キビナゴ等の資源管理型漁業が推進されている。近年、マグロの養殖事業がはじまり、漁獲高の増加に寄与している。また、九州で唯一の海洋深層水を利用した事業所があり、現在、清涼飲料水、塩・にがりなどの製造・販売を行っている。

甑島の農林業においては、地形が急峻で耕地が点在しているため、耕地面積は総面積の3%と少なく、台風や冬場の強い季節風の影響を受けやすい条件のなかで、肉用牛や野菜等の経営の他は、甘しょを組み合わせた自給的な農業経営が行われている。

しかし、過疎化の進行により担い手は減少し、耕作放棄地は増加し、農家戸数、農業粗生産額はいずれも減少している。近年、上甑島ではパッションフルーツの施設栽培がはじまっている。また、地元産の芋を利用した焼酎製造事業所が2社ある。

今後は、地域産品の六次産業化を推進し、消費者ニーズに即した高付加価値商品の生産、加工品の開発・販売を促進することで雇用の創出に繋げていく。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置による取組

地域雇用創造推進事業（B0902）

事業実施主体は、薩摩川内市雇用創造協議会であり、会員は、川内商工会議所、薩摩川内市商工会、薩摩川内市観光協会、薩摩川内市ホテル旅館組合、北さつま農業協同組合、川内市漁業協同組合、甑島漁業協同組合、薩摩川内市のほか、甑島の9つの地区コミュニティ協議会等で構成される甑島振興協議会とする。

なお、実施する事業は以下のとおりである。

(1) 雇用拡大メニュー

① 農水商工連携促進事業

- ・ 農水商工連携を進めるための異業種交流を促進しながら、農畜産物、水産物といった第一次産業、産品の第六次産業化を図り、事業拡大を行うことで新たな雇用機会の創出を図る。
 - a. 農水商工連携セミナー
 - b. 先進地研修

② 創業・チャレンジ（事業主向け）支援事業

- ・ 地域資源を活用した新たな起業化や法人化（農業生産法人、NPO法人）への支援を行うことで新たな雇用機会の創出を図る。
 - a. 起業化・法人設立セミナー

(2) 人材育成メニュー

① 観光プロフェッショナル育成事業

- ・ 体験プログラムの実施者や体験型観光のインストラクターの育成を行う。
- ・ ホテル、民宿、飲食・小売業等観光関連産業に携わっている在職者、地域求職者を対象におもてなしの実践、接客接遇マナーの向上、クレーム対応等を

目的にした研修を実施し、域外からの観光客に対し本地地域の魅力を発信し、お客様に満足していただけるおもてなしが出来る人材の育成を図る。

- ・ 本地域の空き家を利用した新ビジネスの行う人材の育成を図る。
 - a. 観光商品企画人材育成セミナー
 - b. 自然体験インストラクター育成セミナー
 - c. 漁業体験インストラクター育成セミナー
 - d. 空き家利活用人材育成セミナー
 - e. 観光おもてなし人材育成セミナー
 - f. 観光講演会
 - g. 先進地研修

②特産品プロフェッショナル育成事業

- ・ 食品関連事業に携わっている在職者や、地区コミュニティ協議会、地域求職者を対象に、商品開発、食品衛生管理の知識習得、営業力強化の為のマーケティング・販路開拓が行える人材を育成する。
- ・ 甕島を含む本市の郷土料理を整理し、飲食店や家庭（民泊）での郷土料理によるおもてなしができる人材を育成する。
 - a. 特産品開発人材育成セミナー
 - b. 郷土料理提供人材育成セミナー
 - c. レシピ集作成
 - d. 先進地研修

③創業・チャレンジ（求職者向け）支援事業

- ・ 地域資源を活用した新たな起業化や法人化（農業生産法人、NPO法人）への支援を行うことで新たな雇用機会の創出を図る。
 - a. 起業化・法人設立セミナーの開催

（3）就職促進メニュー

①情報発信事業

- ・ 専用ホームページや広告等により地域重点分野企業の求人情報等の公開や、本事業の情報を広く発信する。
 - a. ホームページ開設による情報の発信
 - b. PRパンフレット作成

地域雇用創造実現事業（B0905）

事業実施主体は、地域雇用創造推進事業（B0902）と同じく薩摩川内市雇用創造協議会である。

なお、実施する事業は以下のとおりである。

（1）観光資源を活用した着地型ツーリズム商品の事業化及び販路開拓

- ・ マーケティングリサーチ、ツアー及び観光サービスの商品企画、環境整備、商品づくり、モデルツアーの実施、情報発信、販促活動等による市場開拓の一連を通じて、満足の高い観光商品・サービスの開発や販路拡大を進め、観光振興、交流人口拡大による地域産業活性化と雇用拡大を図る。
 - a. 長期滞在型観光商品の開発と販路の開拓
 - b. 研修型観光商品の開発と販路の開拓
 - c. 島の文化と絡ませた観光商品の開発と販路の開拓
 - d. 観光・特産品等情報の発信

(2) 農林水産加工品の商品化及び販路開拓

- ・マーケティングリサーチ、商品企画、製造方法の開発研究、サンプル品製造、パッケージ開発、サンプル試食配布等による市場開拓、情報発信の一連を通じて、質・付加価値の高い加工品の開発や新たな販路の確保を目指し、将来的には、基幹業である一次産業を基盤とした六次産業化による雇用拡大を図る。
 - a. 海洋深層水や椿油又は焼酎を使用した農林水産加工物の開発及び販路の開拓
 - b. 甕島の伝統織物で芙蓉織物であるビーダナシを使った加工品（コースターや敷物等）の開発及び販路の開拓

5-3-2 基本方針に基づく支援措置によらない独自の取組

① 甕島観光案内所設置

来島者に対する問合せの対応、観光案内を充実するため、市観光協会が平成20年に設置し、観光誘客の促進と受入体制の構築に取り組む。

② ブルーツーリズム事業

体験・滞在型観光メニューの開発と受入体制の構築に平成17年度から取り組んでいる。

③ 甕島セールス事業

産品相談・商談会参加、関東・関西・福岡等での甕島特産品セールス、物産展等での観光・定住のセールスを行う。

④ こしきアートプロジェクト

若手芸術家を招聘し滞在しながら創作活動を行い、展覧会等を開催する。

⑤ 薩摩川内スピリッツ・きやんせ博覧会（通称：きやんぱく）

平成23年2月～5月にかけて市内各地で交流体験型のイベントプログラム（有料）を開催する。

⑥ シティセールスサポーター制度

甕島を含む薩摩川内市の地域資源や魅力をまるごとPRするサポーター制度であり、口コミによる来訪者の増加を目的としている。

⑦ 景観条例の制定

甕島の良好な景観の形成の促進のための条例及び薩摩川内市景観計画を制定し、地元が地域の景観資源を保護するために提案制度も設けている。

⑧ 創業・チャレンジ支援補助金

新たな起業家の発掘や中小企業者の事業拡大促進や安定化を図るための支援を行う。

⑨ 企業立地優遇制度

旅館業、製造業、ソフトウェア業などに係る施設を新設、増設する場合に課税免除などの優遇措置を行う。

6. 計画期間

地域再生計画認定の日から平成25年3月31日まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本事業の利用者（利用企業や講座受講者等）に対し、アンケート調査を行い、就業や創業の状況を把握するほか、地域重点分野に係る求職者への新たな支援についての検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し